



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第345号 令和3年7月16日発行

目次

は県例規集登載

【条例】

番号	表題	担当課名
29	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課
30	徳島県税条例等の一部を改正する条例	税務課
31	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	同
32	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	同
33	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	次世代育成・青少年課
34	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	保健福祉政策課
35	徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	長寿いきがい課
36	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	同
37	徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
38	徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課

【規則】

番号	表題	担当課名
35	徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	長寿いきがい課
36	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 職員が心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事した場合の危険業務手当の額について、加算措置を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十号）

一 電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税の額及び区分経理の義務について、小売電気事業等及び発電事業等と同様とすることとした。

二 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿等の備付け及び保存について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより行う場合における知事の承認を不要とすることとした。

三 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二二―二〇二一関西組織委員会に対する寄附金を個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とする期間を延長することとした。

四 その他所要の改正を行うこととした。

五 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、二については令和四年一月一日から、三及び四については公布の日から施行することとした。

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）

一 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（二において「条例」という。）における過疎地域に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別特定市町村を含めることとした。

二 条例の規定により課税免除を受けることができる者（以下「免除対象者」という。）に係る事業について、情報サービス業等を加えるとともに、過疎地域の市町村の市町村計画等（以下「市町村計画等」という。）において定められたものであることを要することとした。

三 免除対象者に係る区域について、市町村計画等において定められたものであることを要することとした。

四 免除対象者に係る設備の取得について、改築、修繕等による取得を加えるとともに、市町村計画等の計画期間中に取得することを要することとした。

五 免除対象者に係る設備の取得価額の下限について、資本金の額等により区分するとともに、それぞれ当該下限の額を引き下げることとした。

六 その他所要の改正を行うこととした。

七 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、六の一部については、令和四年四月一日から施行することとした。

八 この条例（六の一部を除く。）による改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用し、所要の経過措置を講ずることとした。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限を令和五年三月三十一日までとすることとした。
- 二 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る適用対象施設の設置の期限を令和五年三月三十一日までとすることとした。
- 三 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。
- 四 この条例は、公布の日から施行し、三については、令和三年四月一日以後に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者について適用することとした。

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

 - 一 令和三年十二月六日から、令和四年三月三十一日から同年五月三十一日までの範囲内において規則で定める日までの間、徳島県青少年センターを休館することとした。
 - 二 この条例は、令和三年十二月六日から施行することとした。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）

 - 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
 - 1 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び当該認定の更新の申請に対する審査
 - 2 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定証の書換交付及び再交付
 - 3 医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所（以下「保管製造所」という。）の登録又は当該登録の更新の申請に対する審査
 - 4 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認を受けようとするとき及び当該承認の取得後定期的に受けなければならない保管製造所に係る適合性調査
 - 5 医薬品又は医薬部外品の特性その他を勘案して必要があると知事が認めるときに受けなければならない適合性調査
 - 6 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が基準に適合しているかどうかについて確認を求められたときに知事が行う区分適合性調査
 - 7 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法について受けなければならない適合性確認において知事が行う調査
 - 8 医薬品又は医薬部外品の製造をしようとするとき及び製造開始後定期的に受けなければならない保管製造所に係る適合性調査
 - 9 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管製造所の登録証の書換交付及び再交付
 - 10 基準確認証の書換交付及び再交付
 - 二 その他所要の改正を行うこととした。
 - 三 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、四については、公布の日から施行することとした。
 - 四 一の1の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

 - 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこ

ととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和三年四月一日から適用することとした。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和三年八月一日から施行することとした。

徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例（条例第三十八号

）

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十五

号）

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 介護福祉士等修学資金の返還の債務の免除に係る業務について所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、一については、令和三年四月一日から適用することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 地域連携薬局認定申請手数料

2 地域連携薬局認定更新申請手数料

3 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

4 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

5 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換交付手数料

6 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付手数料

7 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録申請手数料

8 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録更新申請手数料

9 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料

10 医薬品又は医薬部外品の区分適合性調査手数料

11 医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性確認調査手数料

12 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証書換交付手数料

13 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証再交付手数料

14 基準確認証書換交付手数料

15 基準確認証再交付手数料

- 二 一の1及び3について、所要の経過措置を講ずることとした。
- 三 この規則は、令和三年八月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は結核」を削り、同条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 前項第一号から第三号までに掲げる業務（次号及び第二号の二に掲げるものを除く。）のうち心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるもの 前号の規定による額に、業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額

第六条第二項第二号中「の業務」の下に「（以下「移送の業務」という。）（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 移送の業務のうち心身に著しい負担を与える業務であつて人事委員会規則で定めるもの 前号の規定による額に、業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第二項の規定は、令和三年四月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第六条の規定に基づいて支給された危険業務手当は、改正後の条例第六条の規定による危険業務手当の内払とみなす。

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業(同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。を除く)」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第二十条の十八第二項第三号中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第二十八条第四項及び第五項中「規則」を「、規則」に、「知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた」を「、当該」に改め、同条第六項を削る。

第四十五条中「当該免税証に記名押印しなければ」を「免税証に当該免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

附則第三十一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十五の改正規定中「同条第五十五項」を「同条第六十三項」に改める。

附則第八項中「の規定中法人の事業税に関する部分」を「第二十条の十八第一項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第四十五条及び附則第三十一項の改正規定並びに第二条の規定は公布の日か

ら、第一条中同条例第二十八条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は同年一月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例(以下「新条例」という。)第二十条の十七第二項及び第三項並びに第二十条の十八第二項の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

3 新条例第二十八条第四項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

4 新条例第二十八条第五項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる書類について適用する。

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第一項」に、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「過疎地域（」の下に「法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域及び法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。」を加え、「をその区域とする市町村に準ずる市町村」を「の区域に準ずるもの」に、「製造の事業」を「製造業、情報サービス業等」に、「第三十条」を「第二十三条」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、「除く。」の下に「（以下「製造業等」という。）」を加え、「を新設し、若しくは増設した」を「の取得等（同条に規定する取得等（資本金又は出資金の額が五千万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に係る取得等に限る。）をいう。以下同じ。）をした」に改める。

第二条第一項第一号中「第六条の三第三項又は第二十八条の九第三項に規定する区域内」を「第六条の三第十一項及び第十二項又は第二十八条の九第十二項及び第十三項に規定する区域であつて、当該区域に係る市町村計画（法第八条第一項（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）附則第四条第三項の規定によりみなして適用する同令附則第三条第三項においてその例による場合を含む。）の規定により定められた市町村計画をいう。以下同じ。）に記載された法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内」に、「同令第六条の三第一項第一号又は第二十八条の九第一項第一号に規定する期間（過疎地域が当該期間内に過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間。以下この項において「対象期間」という）を「当該区域を含む過疎地域に係る法第二条第二項の規定による公示（同令附則第四条第一項の規定による公示を含む。）の日（以下「公示の日」という。）から令和六年三月三十一日までの期間（当該区域に係る市町村計画の計画期間外の期間を除く）」に、「平成十二年四月一日から対象期間（過疎地域が過疎地域に該当しないこととなる場合における対象期間を除く。）の末日のうち最も早い日まで

の期間内に、同令第六条の三第四項若しくは第二十八条の九第四項を「令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間のうち知事が指定する期間内に、産業振興促進区域内にあつては租税特別措置法施行令第六条の三第十四項若しくは第二十八条の九第十五項」に、「又は準過疎地域農林水産物等販売業（以下この項において「製造の事業等」という。）を」、「準過疎地域内にあつては製造業のうち知事が指定する事業」に、「生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを「設備」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）」に、「規定する額を超える」を「掲げる区分ごとにそれぞれ同一において定められた額以上の」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に、「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に改め、同号イ中「~~当該新設し、又は増設した~~」を「~~当該取得等をした~~」に、「を新設し、又は増設した」を「~~の取得等をした~~」に、「~~遷移の事業等~~」を「~~遷移事業~~」に改め、同号ロ中「~~当該新設し、又は増設した~~」を「~~当該取得等をした~~」に、「を新設し、又は増設した」を「~~の取得等をした~~」に改め、同項第二号中「畜産業」を「産業振興促進区域内又は準過疎地域内において、畜産業」に、「過疎地域内にあつては法第二条第二項の規定による」を「産業振興促進区域内にあつては」に改め、「（以下「公示の日」という。）を削り、「平成十二年」を「令和三年」に改め、同条第二項中「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項第三号中「生産等設備」を「設備」に改める。

第三条第一項中「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「当該新設し、又は増設した」を「当該取得等をした」に、「（過疎地域内）を」（産業振興促進区域内）に、「公示の日」を「当該区域を記載した市町村計画の計画期間の初日」に、「平成十二年四月一日」を「令和三年四月一日以後であつて知事が指定する日」に改め、同条第二項第三号から第五号までの規定中「生産等設備」を「設備」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の改正規定（「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正前の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第一条に規定する過疎地域又は準過疎地域内において、旧条例第二条第一項第一号に規定する製造の事業等の用に供する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。

4 畜産業又は水産業を行う個人の令和二年の所得金額に対して課する事業税の課税免除については、なお従前の例による。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域内において」を削り、「第三十八号」の下に「第一条に規定する過疎地域内において同条例」を加える。

第二条中「令和三年三月三十一日まで」及び「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第一条の規定は、令和三年四月一日以後に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者については、同日前に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者については、なお従前の例による。

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十三号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成二十年四月一日から、平成二十二年三月三十一日から同年四月九日まで」を「令和三年十二月六日から、令和四年三月三十一日から同年五月三十一日まで」に改め、同項を附則第二項とする。

附 則

この条例は、令和三年十二月六日から施行する。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十四号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十五の項の次に次のように加える。

七十五の二 医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	一万千円
七十五の三 医薬品医療機器等法第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	一万千円
七十五の四 医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	一万千円
七十五の五 医薬品医療機器等法第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	一万千円

別表第一の八十一の三の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表の八十一の五の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同表の八十一の九の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表の八十一の十の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

八十一の十一 医薬品医療機器等法施行令第二条の八第一項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療 二千円

機関連携薬局の認定証の書換交付

八十一の十二 医薬品医療機器等法施行令第二条の九第一項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療
機関連携薬局の認定証の再交付 二千九百円

別表第一の八十五の項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表の八十六の項のイ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改め、同項のロ中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項のハ中「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項のホ中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に改め、同項のヘ中「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に改め、同項のト中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項のチ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に改め、同項のリ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同表の八十七の項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表の八十七の二の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項の次に次のように加える。

八十七の三 医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所（以下「保管製造所」という。）の登録の申請に対する審査

八十七の四 医薬品医療機器等法第十三条の二の二第四項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管製造所の登録の更新の申請に対する審査

- 次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 医薬品の保管製造所に係る登録 三万七千四百円
- ロ 医薬部外品の保管製造所に係る登録 三万円
- ハ 化粧品の保管製造所に係る登録 三万円
- 次に掲げる登録の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 医薬品の保管製造所に係る登録の更新 二万四千八百円
- ロ 医薬部外品の保管製造所に係る登録の更新 二万二千円
- ハ 化粧品の保管製造所に係る登録の更新 二万二千円

別表第一の八十八の二の項のイの(1)中「四万八千三百円」を「七万六千三百円」に改め、同項のイの(2)中「三万七百元」を「五万八千八百円」に改め、同項のイの(3)中「一万四千八百円」を「二万九千八百円」に改め、同項のイの(6)中「一万四千八百円」を「一万八千二百円」に改め、同項のイ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 二万四千四百円

別表第一の八十八の二の項のイの(7)の次に次のように加える。

(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 一万三千六百元

別表第一の八十八の二の項のロを次のように改める。

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品の区分に係る調査 二万九千八百円

(2) 医薬部外品の区分に係る調査 一万八千二百円

別表第一の八十八の三の項のイの(1)中「二千三百円」を「三千四百円」に、「十万千四百円」を「十六万二千五百円」に改め、同項のイの(2)中「千四百円」を「二千二百円」に、「七万二千二百円」を「十万九千六百円」に改め、同項のイの(3)中「五百円」を「千円」に、「三万七千七百円」を「六万二千五百円」に改め、同項のイの(6)中「三万七千七百円」を「四万九百元」に改め、同項のイ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 八百円に申請品目数を乗じて得た額と四万四千元との合計額

別表第一の八十八の三の項のイの(7)の次に次のように加える。

(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と二万九千六百円との合計額

別表第一の八十八の三の項のロを次のように改める。

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品の区分に係る調査 千円に申請品目数を乗じて得た額と六万二千五百円との合計額

(2) 医薬部外品の区分に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と四万九百元との合計額

別表第一の八十八の三の項の次に次のように加える。

八十八の四 医薬品医療機器等法第十四条第九項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の特性その他を勘案して必要があると知事が認めるときに受けなければならない適合性調査（以下この項において「調査」という。）

次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 製造所に係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査 三千四百円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額と十六万二千五百円との合計額

(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査 二千円に申請品目数を乗じて得た額と十万九千六百円との合計額

(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 千円に申請品目数を乗じて得た額と六万二千五百円との合計額

(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 八百円に申請品目数を乗じて得た額と四万四千円との合計額

(5) 医薬部外品（無菌）の区分に係る調査 二千三百円に申請品目数を乗じて得た額と十万千四百円との合計額

(6) 医薬部外品（一般）の区分に係る調査 千四百円に申請品目数を乗じて得た額と七万二千二百円との合計額

(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と四万九百円との合計額

(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と二万九千六百円との合計額

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品の区分に係る調査 千円に申請品目数を乗じて得た額と六万二千五百円との合計額

(2) 医薬部外品の区分に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と四万九百円との合計額

別表第一の八十九の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表の八十九の十の項中「第四十条の二第七項」に改め、同項を同表の八十九の十二の項とし、同表の八十九の九の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項を同表の八十九の十一の項とし、同表中八十九の八の項を八十九の十の項とし、同表の八十九の七の項中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同項を同表の八十九の九の項とし、同表中八十九の六の項を八十九の八の項とし、八十九の五の項を八十九の七の項とし、八十九の四の項を八十九の六の項とし、同表の八十九の三の項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項を同表の八十九の五の項とし、同表中八十九の二の項を八十九の四の項とし、同表の八十九の項の次に次のように加える。

八十九の二 医薬品医療機器等法第十四条の二第二項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が基準に適合しているかどうかについて確認を求められたときに知事が行う区分適合性調査（以下この項において「調査」という。）

次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 医薬品の製造所に係る調査 次に掲げる調

査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、三千四百円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額及び十六万二千五百円の合計額

(2) 区分省令第二条第四号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、二千円に申請品目数を乗じて得た額及び十万九千六百円の合計額

(3) 区分省令第二条第五号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、千円に申請品目数を乗じて得た額及び六万二千五百円の合計額

(4) 区分省令第二条第六号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、八百円に申請品目数を乗じて得た額及び四万四千円の合計額

ロ 医薬部外品の製造所に係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金

八十九の三 医薬品医療機器等法第十四条の七の二第四項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法について受けなければならない適合性確認において知事が行う調査（以下この項において「調査」という。）

額

- (1) 区分省令第二条第三号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、二千三百円に申請品目数を乗じて得た額及び十万千四百円の合計額
 - (2) 区分省令第四条に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、千四百円に申請品目数を乗じて得た額及び七万二千二百円の合計額
 - (3) 区分省令第五条に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、五百円に申請品目数を乗じて得た額及び四万九百円の合計額
 - (4) 区分省令第二条第六号に掲げる区分に係る調査 九千八百円に製造販売業者の数を乗じて得た額、五百円に申請品目数を乗じて得た額及び二万九千六百円の合計額
- 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 製造所に係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査 七万六千三百円
 - (2) 医薬品（一般）の区分に係る調査 五万千八百円
 - (3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に

係る調査 二万九千八百円

(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 二万四千四百円

(5) 医薬部外品（無菌）の区分に係る調査 四万八千三百円

(6) 医薬部外品（一般）の区分に係る調査 三万七百元

(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 一万八千二百円

(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 一万三千六百元

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 医薬品の区分に係る調査 二万九千八百円

(2) 医薬部外品の区分に係る調査 一万八千二百円

別表第一の九十の項のイの(1)中「四万八千三百円」を「七万六千三百円」に改め、同項のイの(2)中「三万七百元」を「五万八千八百円」に改め、同項のイの(3)中「一万四千八百円」を「二万九千八百円」に改め、同項のイの(6)中「一万四千八百円」を「一万八千二百円」に改め、同項のイ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 二万四千四百円

別表第一の九十の項のイの(7)の次に次のように加える。

(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 一万三千六百円

別表第一の九十の項のロを次のように改める。

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 医薬品の区分に係る調査 二万九千八百円
- (2) 医薬部外品の区分に係る調査 一万八千二百円

別表第一の九十の二の項のイの(1)中「二千三百円」を「三千四百円」に、「十万千四百円」を「十六万二千五百円」に改め、同項のイの(2)中「千四百円」を「二千五百円」に、「七万千二百円」を「十万九千六百円」に改め、同項のイの(3)中「五百円」を「千円」に、「三万七千七百円」を「六万二千五百円」に改め、同項のイの(6)中「三万七千七百円」を「四万九百円」に改め、同項のイ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 医薬品の保管製造所に係る調査 八百円に申請品目数を乗じて得た額と四万四千円との合計額

別表第一の九十の二の項のイの(7)の次に次のように加える。

- (8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と二万九千六百円との合計額

別表第一の九十の二の項のロを次のように改める。

ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 医薬品の区分に係る調査 千円に申請品目数を乗じて得た額と六万二千五百円との合計額
- (2) 医薬部外品の区分に係る調査 五百円に申請品目数を乗じて得た額と四万九百円との合計額

別表第一の九十の六の項の次に次のように加える。

九十の七 医薬品医療機器等法施行令第十六条の四第一項及び第八十条第二項の規定に基づく医薬品、

医薬部外品又は化粧品品の保管製造所の登録証の書換交付

九十の八 医薬品医療機器等法施行令第十六条の五第一項及び第八十条第二項の規定に基づく医薬品、

医薬部外品又は化粧品品の保管製造所の登録証の再交付

三千四百円

二千五百円

九十の九 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の四第一項及び第八十条第二項の規定に基づく基準確
認証の書換交付 二千五百円

九十の十 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の五第一項及び第八十条第二項の規定に基づく基準確
認証の再交付 三千四百円

附則

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項の規定に基づき同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の認定の申請を行う者は、改正後の別表第一の七十五の二の項又は七十五の四の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十五号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域若しくは同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域若しくは同法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第一号の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前に改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例第六条第一号に規定する過疎地域において指定業務に従事した期間は、改正後の条例第六条第一号に規定する過疎地域、過疎地域とみなされる区域又は特別特定市町村の区域とみなされる区域において指定業務に従事した期間とみなす。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十六号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の三第二項」に、「第百四条の四第二項」に改める。

第四条の二ただし書中「第百四条の三第二項」を「第百四条の四第二項」に改める。

第五条ただし書中「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の三第二項」に、「第百四条の三第二項」を「第百四条の四第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十七号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十の六の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表の三十の八の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十八号

徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

徳島県中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成五年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村の」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域若しくは同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域若しくは同法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県規則第三十五号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「専任の」を削り、「又は精神科ソーシャルワーカー」を、「精神科ソーシャルワーカー又は心理判定員」に改め、同号ハ中「専任の」を削り、同号ホ中「専任の」を削り、「又は精神科ソーシャルワーカー」を、「精神科ソーシャルワーカー又は心理判定員」に改め、同号ト、チ及び又中「専任の」を削り、同号力中「療養介護、」を削り、「若しくは就労継続支援」を、「就労継続支援、就労定着支援若しくは自立生活援助」に改め、「就労支援員」の下に「、就労定着支援員、地域生活支援員」を加え、同条第二号イ中「児童指導員、」を削り、同号ニ中「、介護保険法」を「若しくは介護保険法」に改め、「若しくは介護医療院又は隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）」「を削り、「ものであって、」を「も及び」に改め、「介護等」の下に「の業務」を、「の業務」の下に「又は隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務」を加え、同号ホ中「訪問介護員の業務」の下に「、同法に規定する指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護のうち県内で行われるものに係る看護業務の補助を行う者であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務」を加え、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同号ト中「指定介護療養型医療施設であつて、」を「介護保険法に規定する介護医療院又は指定介護療養型医療施設であつて」に、「又は」を「若しくは」に改め、同号チ中「短期入所」の下に「、重度障害者等包括支援」を加え、「（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）」を削り、「介護等」の下に「の業務」を加え、同号中ソをツとし、同号レ中「からタまで」を「からレまで」に改め、同号シを同号ソとし、同号タ中「からヨまで」を「からタまで」に改め、同号タを同号シとし、同号力中「身体障害者自立支援事業」を「移動支援事業、日中一時支援若しくは盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に、「において介助サービス等を提供する者のうち」を「の職員であつて」に改め、「ものの業務」の下に「又は訪問入浴サービスの介護職員の業務」を加え、同号力中「ヨ」とし、同号ワ中「介護等」の下に「の業務」を加え、同号フを同号力とし、同号フ中「、児童指導員及び作業療法士、理学療法士、言語機能訓練担当職員等」を「及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員」に改め、同号フを同号ワとし、同号中ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 健康保険法（大正十一年法律第七十号）に規定する訪問看護事業のうち県内で行われるものに係る看護の補助の業務に従事する者であつて、その主たる業務が介護等の業務であるものの業務

第十二条第二項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第

一項に規定する過疎地域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域若しくは同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域若しくは同法附則第七条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第二項の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前に改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第十二条第二項に規定する過疎地域において指定業務に従事した期間は、改正後の規則第十二条第二項に規定する過疎地域、過疎地域とみなされる区域又は特別特定市町村の区域とみなされる区域において指定業務に従事した期間とみなす。

徳島県規則第三十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第八十号の次に次の四号を加える。

八十二の二 地域連携薬局認定申請手数料

八十二の三 地域連携薬局認定更新申請手数料

八十二の四 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

八十二の五 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第八十号の十一の次に次の二号を加える。

八十八の十二 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証書換交付手数料

八十八の十三 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証再交付手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九十四号の次に次の二号を加える。

九十四の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録申請手数料

九十四の三 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録更新申請手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九十五号の三の次に次の一号を加える。

九十五の四 医薬品又は医薬部外品の必要時適合性調査手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第九十六号の十を第九十六号の十二とし、第九十六号の二から第九十六号の九までを二号ずつ繰り下げ、第九十六号の次に次の二号を加える。

九十六の二 医薬品又は医薬部外品の区分適合性調査手数料

九十六の三 医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性確認調査手数料

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項中第九十八号の九を第九十八号の十三とし、第九十八号の二から第九十八号の八までを四号ずつ繰り下げ、第九十八号の次に次の四号を加える。

九十八の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証書換交付手数料

九十八の三 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証再交付手数料

九十八の四 基準確認証書換交付手数料

九十八の五 基準確認証再交付手数料

附 則

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（令和三年徳島県条例第三十四

号) 附則第二項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の項第八十二号の二及び第八十二号の四の規定の例により徴収する。